

大和市教育委員会告示第6号

放課後寺子屋やまと事業要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

放課後寺子屋やまと事業要綱の一部を改正する要綱

放課後寺子屋やまと事業要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「コーディネーター」を「放課後寺子屋やまとコーディネーター」に改め、同条第1項中「コーディネーター」を「放課後寺子屋やまとコーディネーター（大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）に定める「放課後寺子屋やまとコーディネーター」をいう。）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。